

通所系サービスの利用者・職員が新型コロナウイルス感染症の疑い事例が発生した以降の対応について（R2年12月25日更新版）

		<PH1> 発熱等の症状 がみられる場合	<PH2> 「主治医」・「受診・相談センター」等への 相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による 行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による 行動調査※終了後)
			<p>※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査</p> <p>◆以降、保健所の指示に従うこと</p>			
利用者の発症	当該利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 通所サービスを停止（事業所判断） 	<ul style="list-style-type: none"> 通所サービスを停止（事業所判断） ※必要に応じて訪問サービスへ切替 <p>※訪問サービスへの切替 居宅介護支援事業所と相談のうえ、「訪問時間を可能な限り短くする」「担当職員を固定する」「手袋やマスク等の衛生用品の着用」等、感染機会を減らすための工夫を行うこと</p> <p>◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や受診・相談センター等へ連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通所サービスを停止（事業所判断） ※必要に応じて訪問サービスへ切替 	<ul style="list-style-type: none"> 入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による 	<ul style="list-style-type: none"> 入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による <p>◆入院の場合、情報提供書（施設・事業所→医療機関）を救急隊や医療機関に提出 ※令和2年9月14日横浜市事務連絡「介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染に伴う入退院時の対応について」</p> <p>◆退院の目安：発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 なお、医療体制状況によっては症状が安定していれば、自宅（施設）療養に切り替わる可能性もあります。 ※施設等の利用者が退院に当たっては、厚生労働省の基準に基づき医療機関で判断</p>
	他利用者への対応		<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者以外のサービスは規模の縮小を検討（事業所判断） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者以外のサービスは規模の縮小を検討（事業所判断） 「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、通所サービスを停止（接触状況による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、通所サービスを停止（接触状況による）（対象者、期間は保健所の助言に基づく事業所判断による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替
	職員等への対応					<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者と接触している職員の出勤停止

通所系サービスの利用者・職員がコロナウイルス感染症の疑い事例が発生した以降の対応について（R2年12月25日更新版）

		<PH1> 発熱等の症状 がみられる場合	<PH2> 「主治医」・「受診・相談センター」等への 相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了後)
			<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> ◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や受診・相談センター等へ連絡 ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合 </div>		<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> ※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等どの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査 ◆以降、保健所の指示に従うこと </div>	
職員の発症	当該職員への対応	・出勤停止		・出勤停止	・出勤停止	・出勤停止
	他職員への対応			・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・当該職員と接触している職員の出勤停止	・濃厚接触者の職員の出勤停止
	利用者等への対応			・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・原則、通所サービスを停止（接触状況による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法も検討 ※必要に応じて訪問サービスへ切替	・原則、通所サービスを停止（接触状況による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替

上記にかかわらず感染拡大の防止のため、以下の特例の活用が可能（詳細は介護保険最新情報 No. 825 リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について」を参照）

- ①ご自宅への訪問によるサービス提供（利用者宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に報酬算定が可能。）
- ②電話による安否確認等（電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能（報酬区分は①と同じ））
- ③サービス提供時間の短縮（提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能）
- ④サービス提供場所の変更（他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能）